

議案第6号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

加西市長 西村 和平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第3条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の7.70」を「100分の7.40」に改める。

第4条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加える。

第5条の見出し中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第21条」を「第21条第1項」に、「26,000円」を「21,000円」に改め、同条第2号中「13,000円」を「10,500円」に改め、同条第3号中「19,500円」を「15,750円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.90」を「100分の2.80」に改める。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、「18,200円」を「14,700円」に、「9,100円」を「7,350円」に、「13,650円」を「11,025円」に改め、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、「13,000円」を「10,500円」に、「6,500円」を「5,250円」に、「9,750円」を「7,875円」に改め、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、同号イ中「係る」の右に「基礎課税額の」を加え、「5,200円」を「4,200円」に、「2,600円」を「2,100円」に、「3,900円」を「3,150円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,050円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,350円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,250円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の右に「及び」を加える。

附則第2項中「第21条」を「第21条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項中「第21条」を「第21条第1項」に、「金額とする」を「金額」とする」に改める。

附則第4項中「法附則第34条第1項」を「法附則第34条第4項」に、「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附則第6項及び第7項中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附則第8項中「法附則第33条の3第1項」を「法附則第33条の3第5項」に、「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附則第9項中「属する」の右に「国民健康保険の」を加え、「法附則第35条の4第1項の先物取引に係る事業所得」を「法附則第35条の4第4項の事業所得」に、「第21条」を「第21条第1項」に、「地方税法附則第35条の4第1項」を「法附則第35条の4第4項」に、「同法附則第35条の4第1項」を「法附則第35条の4第4項」に、「並びに法附則第35条の4第1項」を「並びに法附則第35条の4第4項」に改める。

附則第10項及び第11項中「第23条」を「第21条第1項」に改める。

附則第12項中「第21条」を「第21条第1項」に、「並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）」を「並びに租税条約等実施特例法」に改める。

附則第13項中「が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）」を「が租税条約等実施特例法」に、「条約適用利子等」を「条約適用配当等」に、「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

国民健康保険税率等を改正するとともに、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を改正し、未就学児に対し国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を講ずるため、所要の改正を行うもの。

【概要】

○国民健康保険税率等の改正

	現 行	改正案
基礎課税額（医療）分 所得割額の税率	7.70%	7.40%
基礎課税額（医療）分 平等割額	26,000円	21,000円
後期高齢者支援金等課税額分 所得割額の税率	2.90%	2.80%

○国民健康保険税の課税限度額の改正

課税区分	現 行	改正案
基礎課税額（医療）分	63万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額分	19万円	20万円
介護納付金課税額分	17万円	17万円（改正前と同じ）
合計	99万円	102万円

○未就学児に対する被保険者均等割額の減額

未就学児の基礎課税額（医療）分均等割額及び後期高齢者支援金等課税額分均等割額の5割を減額する。なお、低所得軽減世帯は、その軽減後の均等割額の5割を減額する。